

公布された条例のあらまし

◇職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

第一 職員の分限に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の休職の期間は、地方公務員法の規定により任命権者が定める任期の範囲内とすることとした。

第二 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

1 減給の効果

第一号会計年度任用職員の減給は、一日以上六月以下の期間、報酬（給料に相当する部分に限る。）の額の十分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正

1 退職手当の支給

職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上に勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月（以下「常勤相当勤務月」という。）が引き続いて十二月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（以下「支給対象非常勤職員」という。）は、職員とみなしてこの条例の規定を適用することとした。ただし、第一号会計年度任用職員については、この限りでないこととした。

2 勤続期間の計算

(1) 次のア及びイに掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該ア及びイに掲げる期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなすこととした。

ア 支給対象非常勤職員 その者の常勤相当勤務月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

イ 支給対象非常勤職員以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、常勤相当勤務月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの間に職員となり、通算して十二月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

(2) 他の団体職員等としての引き続いた在職期間には、支給対象非常勤職員に相当する他の団体職員等としての引き続いた在職期間を含むものとする事とした。

(3) (1)は、他の団体職員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算について準用することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第四 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

1 特別職の職員の身分の整理

附属機関の委員等のうち常勤の職員に係る規定を削ることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第五 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 第一号会計年度任用職員の給与等

(1) 第一号会計年度任用職員には、報酬、費用弁償及び期末手当を支給することとした。

(2) (1)の報酬の額は、報酬基礎額に、人事委員会規則で定めるところにより特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に相当する額を加えた額とすることとした。

(3) (2)の報酬基礎額は、当該者が第二号会計年度任用職員であるものとした場合に2により決定される給料の月額並びに初任給調整手当、地域手当及び農林業普及指導手当に相当する額を、人事委員会規則で定めるところにより日額に算定した額とすることとした。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、人事委員会規則で定めるところにより時間額又は月額で算定することができることとした。

(4) 報酬基礎額を日額又は時間額によって算定する場合は月の一日から末日までの期間の勤務日数又は勤務時間に応じ人事委員会が定める日までに、報酬基礎額を月額によって算定する場合は職員の例により、報酬を支給すること

とした。

(5) (1)の費用弁償は、職員に支給する通勤手当との権衡を考慮して人事委員会規則で定めるところにより支給することとした。

(6) (1)の期末手当は、第二号会計年度任用職員に支給する期末手当との権衡を考慮して人事委員会規則で定めるところにより算出し、その支給方法は、職員の例によることとした。

(7) (6)にかかわらず、次のいずれかに該当する第一号会計年度任用職員には、期末手当を支給しないこととした。ただし、第二号会計年度任用職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この限りでないこととした。

ア 任期の定めが六月に満たない者

イ 勤務時間が、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分を超えない範囲内で定められた者

2 第二号会計年度任用職員の給与

(1) 第二号会計年度任用職員には、給料及び手当を支給するものとし、その支給方法については、職員の例によることとした。

(2) (1)の給料の額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で、その職務の複雑、困難、責任の度及び特殊性並びに職員との権衡を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が決定することとした。

ア 職員であるものとした場合に行政職給料表の適用を受ける者 一級における最高の号給の給料月額（特に困難な業務と任命権者が認めるものに従事する者にあつては、二級における最高の号給の給料月額）

イ 職員であるものとした場合に行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける者 アに掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める職務の級における最高の号給の給料月額

(3) 第二号会計年度任用職員には、人事委員会規則で定めるところにより、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林業普及指導手当を支給すること

とした。

(4) (3)にかかわらず、任期の定めが六月に満たない第二号会計年度任用職員には、期末手当を支給しないこととした。ただし、職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この限りでないこととした。

3 会計年度任用職員の給与の減額

会計年度任用職員が勤務しないときは、超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、年次有給休暇による場合その他勤務しないことにつき特に任命権者の承認のあった場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、給与額を減額して給与を支給することとした。

4 会計年度任用職員の給与の特例

1から3までにかかわらず、任命権者は、職務の特殊性その他特別の事情がある会計年度任用職員の給与については、人事委員会と協議して、別に定めることができることとした。

5 臨時的任用職員の給与の適正

臨時的任用職員について、一般職に属する県の職員の規定を適用し、給与の適正を図ることとした。

6 休職者の給与

(1) 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給することとした。

(2) 地方公務員法及び職員の分限に関する条例の規定により休職にされた会計年度任用職員には、(1)に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しないこととした。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第六 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

1 会計年度任用職員の適用除外

勤勉手当の支給及び職務復帰後における号給の調整の規定は、会計年度任用

職員には適用しないこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第七 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

1 臨時的任用職員の勤務時間、休暇等の適正

臨時的任用職員について、一般職に属する県の職員の規定を適用し、勤務時間、休暇等の適正を図ることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第八 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 任期付職員の給与の適正

任期付職員について、一般職に属する県の職員の規定を適用し、給与の適正を図ることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第九 奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

任命権者は、第二号会計年度任用職員に係る人事行政の運営の状況について、毎年九月末までに、知事に報告しなければならないこととした。

第十 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

企業職員である会計年度任用職員の給与等については、一般職の職員の給与に関する条例の規定の例によることとするものとした。

第十一 施行期日等

1 令和二年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くものとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 手数料等の額の改定

次の手数料等の額の改定を行うものとした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 電気工事士免状交付手数料の改定

イ 電気工事士免状再交付手数料の改定

ウ 電気工事士免状書換え手数料の改定

- エ 採石業務管理者試験手数料の改定
- オ 毒物劇物の製造業又は輸入業の登録經由手数料の改定
- カ 二級建築士又は木造建築士免許手数料の改定
- キ 危険物取扱者試験手数料の改定
- ク 火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者試験手数料の改定
- ケ 高压ガス製造保安責任者試験手数料の改定
- コ 高压ガス販売主任者試験手数料の改定
- サ 液化石油ガス設備士試験手数料の改定
- シ 技能検定試験手数料（実技試験に係るものに限る。）の改定
- ス 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料の改定
- (2) 奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正関係
流水占用料の改定

(3) 奈良県警察手数料条例の一部改正関係

- ア 機械警備業務管理者講習手数料の改定
- イ 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料（その他の者に対する講習会に係るものに限る。）の改定

ウ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の改定

エ 年少射撃資格認定講習手数料の改定

(4) 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正関係

ア 特定遊興飲食店営業の相続に係る承認申請手数料の改定

イ 特定遊興飲食店営業の法人の合併に係る承認申請手数料の改定

ウ 特定遊興飲食店営業の法人の分割に係る承認申請手数料の改定

2 施行期日等

(1) 令和元年十月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 個人県民税関係

(1) 令和三年度以後の各年度分の個人の県民税について、単身児童扶養者（当

該单身児童扶養者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。
）を非課税措置の対象に追加することとした。

(2) 公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとした。

(3) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講ずることとした。

(4) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、以下の措置を講ずることとした。

ア その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、特例の適用を受けることができるものとする。こととした。

イ その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、特例の適用を受けることができるものとする。こととした。

2 法人事業税関係

令和元年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税について、税率を次のとおりとすることとした。

(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年四百万円以下の金額

百分の〇・四

所得のうち年四百万円を超える金額	百分の〇・七
所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一

(2) 特別法人の所得割の税率

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九

(3) 資本金一億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の五・三
所得のうち年八百万円を超える金額	百分の七

(4) 収入金額課税法人の収入割の税率

収入金額	百分の一
------	------

3 自動車税関係

(1) 次に掲げる自動車に対しては、種別割を課税免除とすることとした。

ア 商品であつて使用しない自動車

イ 消防専用自動車、救急専用自動車及びレントゲン車

ウ 日本赤十字社が所有し、かつ、血液事業の用に供する自動車

エ 私立学校法に規定する私立学校が所有し、かつ、専ら教育練習の用に供する自動車

オ 道路交通法の規定により公安委員会の指定した指定自動車教習所が専ら技能教習の用に供する自動車

カ 社会福祉法に規定する社会福祉事業等を行う者が所有し、かつ、専ら社会福祉事業等の用に供する自動車

(2) 環境性能割の税率を次のとおりとすることとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車（非課税の適用を受けるものを除く。） 百分の一

(ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれ

にも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(オ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる石油ガス自動車（非課税の適用を受けるものを除く。） 百分の一

(ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ウ 次に掲げる軽油自動車（非課税の適用を受けるものを除く。） 百分の一

一

(ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年輕油軽中量車基準に適合すること。

-
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (エ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- エ 次に掲げるガソリン自動車（非課税及びアの適用を受けるものを除く。）
- 一 百分の二
- (ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- i 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値
-

の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- i 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(ウ) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- i 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(オ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる石油ガス自動車（非課税及びイの適用を受けるものを除く。

） 百分の二

(ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百

分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

カ 次に掲げる軽油自動車（非課税及びウの適用を受けるものを除く。）

百分の二

(ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(エ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

i 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

ii エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

キ 非課税及びアからカまでの適用を受ける自動車以外の自動車 百分の三

(3) 納税義務者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う際に環境性能割を納付するときは、証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができるとした。

(4) 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率を次のとおりとすることとした。

ア 自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

(ア) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二五、〇〇〇円

(イ) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三〇、五〇〇円

(ウ) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三六、〇〇〇円

(エ) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四三、五〇〇円

(オ) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五〇、〇〇〇円

(カ) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五七、〇〇〇円

- (キ) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六五、五〇〇円
- (ク) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七五、五〇〇円
- (ケ) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八七、〇〇〇円
- (コ) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 一一〇、〇〇〇円
- イ キャンピング車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

- (ア) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二〇、〇〇〇円
- (イ) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二四、四〇〇円
- (ウ) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 二八、八〇〇円
- (エ) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三四、八〇〇円
- (オ) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四〇、〇〇〇円
- (カ) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四五、六〇〇円
- (キ) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五二、四〇〇円
- (ク) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六〇、四〇〇円
- (ケ) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 六九、六〇〇円

- (コ) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八八、〇〇〇円

(5) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして車両の購入に係る補助を行う路線の運行の用に供する一般乗合用のバスについて、当該一般乗合用のバスの取得が令和三年三月三十一日までに行われた

ときに限り、環境性能割を課税免除とする措置を講ずる。

- (6) 知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。

- (7) 自家用の乗用車に対する(2)エ(イ)、(2)オ(イ)及び(2)キの適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、(2)エ(イ)及び(2)オ(イ)の「百分の二」とあるのは「百分の一」と、(2)キの「百分の三」とあるのは「百分の二」とすることとした。

- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営営する者がその事業の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から千万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

- (9) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から六百五十万円(乗車定員が三十人未満のものは、二百万円)を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

- (10) 一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から百万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

- (11) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか二以上を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から五百二十五万円を控除する環境性能割の

課税標準の特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

ウ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

(12)

次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、アからウまでに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、エに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三百五十万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以

降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ウ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

エ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであって、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(13)

次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三百五十万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が五トン以下のバス等であって、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

イ 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であって、平成二十八

年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減減制制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ウ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減減制制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(14) バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、通常の取得価額から百七十五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

(15) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。

ア 環境負荷の少ない自動車

令和元年度及び令和二年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつてエネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて

得た数値以上のもの、石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもの及び軽油自動車のうち平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車について、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

(イ) ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもの及び石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであってエネルギー消費効率率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のものについて、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、一般乗合用のバス、被けん引自動車及びキャンピング車（三輪の小型自動車であるものを除く。）を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずることとした。

(ア) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

(イ) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(16) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車のうち平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車のうち、自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の種別割に限り、税率の概ね百分の七十五を軽減することとした。

(17) 特定日（令和元年十月一日）の前日までに初回新規登録を受けた次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率を次のとおりとする。

ア 自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

- (ア) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二九、五〇〇円
- (イ) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三
四、五〇〇円
- (ウ) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三
九、五〇〇円
- (エ) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四
五、〇〇〇円
- (オ) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五
一、〇〇〇円
- (カ) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五
八、〇〇〇円
- (キ) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六
六、五〇〇円
- (ク) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七
六、五〇〇円
- (ケ) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八
八、〇〇〇円

(コ) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 一一一、〇〇〇円
イ キャンピング車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

(ア) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二三、六〇〇円

(イ) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二七、六〇〇円

(ウ) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三一、六〇〇円

(エ) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三六、〇〇〇円

(オ) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四〇、八〇〇円

(カ) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四六、四〇〇円

(キ) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五三、二〇〇円

(ク) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六一、二〇〇円

(ケ) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七〇、四〇〇円

(コ) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八八、八〇〇円
(18) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減

し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。

ア 環境負荷の少ない自動車

次の期間に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

(ア) (17)の適用を受ける自動車のうち、(15)ア(ア)に掲げるものに対する(17)の適

用については、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、税率の概ね百分の七十五を軽減することとした。

(イ) (17)の適用を受ける自動車のうち、(15)ア(イ)に掲げるものに対する(17)の適用については、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、税率の概ね百分の五十を軽減することとした。

イ 環境負荷の大きい自動車

(17)の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車を除く。）のうち、(15)イに掲げるものに対する(15)イ(ア)及び(15)イ(イ)に定める年度以後の年度分の種別割に係る(17)の適用については、税率の概ね百分の十五を重課する特例措置を講ずることとした。

(19) 知事は、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他の不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。

(20) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認める自動車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得された自動車に対する環境性能割に係る徴収金に係る課税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。

(21) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の種別割に係る徴収金に係る課税義務を免除し、又は当該徴収金の還付する特例措置を講ずることとした。

ア 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 令和元年度分及び令和二年度分

イ 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

所要の規定の整備を行うこととした。

第三 施行期日等

1 令和元年十月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

- (1) 第一の1(3)及び4の一部並びに第二 公布の日
 - (2) 第一の1(2)及び(4)並びに4の一部 令和二年一月一日
 - (3) 第一の4の一部 令和二年四月一日
 - (4) 第一の1(1) 令和三年一月一日
 - (5) 第一の3(16) 令和三年四月一日
 - (6) 第一の4の一部 令和五年一月一日
 - (7) 第一の4の一部 令和六年一月一日
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。
- 3 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。